

先進医療会議の構成員における所属施設に係る 申請技術の検討等の取り扱いについて

1. 背景等

- (1) 先進医療会議（先進医療技術審査部会を含む。）の構成員、技術委員及び有識者（以下「構成員等」という。）において、自らが所属する保険医療機関からの届出に係る医療技術の場合の取り扱いについては、先進医療会議開催要綱及び先進医療会議運営細則に示されているところ。

「先進医療会議」開催要綱

6 特定医療技術の検討

- (1) 本会議及び部会の構成員、技術委員及び有識者（以下「構成員等」という。）は、次のいずれかに該当する医療技術（以下「特定医療技術」という。）に関する検討には参加することができない。
- ① 自らが所属する保険医療機関からの届出に係る医療技術
 - ② 自らが関与又は特別の利害関係を有する医薬品・医療機器等が使用される医療技術

「先進医療会議」運営細則

（検討不参加の基準）

第4条 構成員等は、自らが所属する保険医療機関からの届出に係る医療技術の場合は、当該医療技術に関する検討（議事の取りまとめを含む。）及び事前評価には加わらない。

- (2) これまで、構成員等が保険医療機関の上部組織に所属する際の取り扱いは、特段の定めがなかった。

2. 対応（案）

構成員等の当該保険医療機関の上部組織に所属する構成員等の取り扱いについては、以下の通りとしてはどうか。

- (1) 保険医療機関の上部組織に属すると考えられる構成員等については、下部のいずれの保険医療機関に対しても利益相反があるものとする。
- (2) 構成員等が所属する機関と同一の上部組織を持つ他の保険医療機関については、利益相反には該当しないものとする。